

高知県個人情報保護制度委員会 様

高知県個人情報保護条例第 35 条第 1 項の規定に基づき、下記について諮問します。

平成 30 年 9 月 12 日

高知県知事 尾崎 正直

記

1 個人情報の目的外提供の制限の例外に関する事項

下表を、条例第 10 条第 1 項第 7 号に該当する事項の個別事項として取り扱うことについて。

番号	担当課室	事務の名称	提供先
1	健康対策課	T spot TB 検査後における結核発病調査	公益財団法人 結核予防会結核研究所

## 個人情報の目的外提供の制限の例外に関する調査票

(条例第10条第1項第7号)

平成30年9月12日作成

個人情報取扱事務を所管する組織の名称	各福祉保健所
個人情報取扱事務の名称	結核に関する事務
個人情報を収集する目的及び理由	結核の接触者健診としての T spot TB 検査後の発病の有無を知り、同検査の効果を判定するため。
個人情報を収集する根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
目的外提供をする個人情報の内容	接触者 ID (氏名、生年月日、住所から提供先が作成したプログラムにより作成)、年齢、性別、出身国、検査実施日、検査結果、治療方法、治療状況、嗜好 (喫煙歴)、感染有無
提供先	公益財団法人結核予防会結核研究所
目的外提供する理由又は必要性等	<p>結核患者が出ると、その患者と接触した恐れがある人を対象に、IGRA 検査等による接触者健診を行い、感染の可能性がある場合には、対象者をフォローしていく必要があります。フォローの有無を判断する検査の1つに T spot TB があり、陽性、陰性とも判断できない場合は、期間をおいて「再検査」を行うようになっています。</p> <p>しかし、今までは「再検査」結果後の結核発症の有無についての研究が実施されていないため、T spot TB の結果が「再検査」となった者を感染者としてフォローする必要があるかを判断することが困難となっています。</p> <p>このことから、患者の病状、検査や治療についての情報を持つ保健所で、検査後の患者の結核発症について後追いの調査をし、検査の効果を明確することが全国的な課題となっています。</p> <p>今回、この課題に対応するため、公益財団法人結核予防会結核研究所が全国に調査することとなり、県としても課題解決のため調査に協力する必要があるとして、各福祉保健所にある情報を提供することとします。</p>

## 高知県個人情報保護制度委員会 説明資料 (11/1 開催)

### 1. 結核とは

結核菌という細菌が体の中に入ることによって起こる病気で、明治時代から昭和 20 年代までの長い間、「国民病」「亡国病」と恐れられた病気で、50 年前までは、年間死亡者数が 10 数万人に及び、死亡原因の第 1 位でした。

現在でも全国で 1 日あたり数 50 人の新規患者が発生しており、1 日あたり約 5 人が死亡している重大な感染症です。

【国内と高知県の患者状況】H29 高知県の結核より

		年度			
		25	26	27	28
全 国	新登録患者数(人)	20,495	19,615	18,280	17,625
	罹患率(人口 10 万対)	16.1	15.4	14.4	13.9
高知県	新登録患者数(人)	109	112	108	92
	罹患率(人口 10 万対)	14.6	15.2	14.8	12.8

#### 【結核の感染と発病】

結核菌が肺に入って増殖を始めると、肺にはまず軽い肺炎のような変化が起きますが、気づかれないのが普通です。結核菌が肺に侵入してから 2～3 カ月までに、身体の中では結核に対する抵抗力、つまり「免疫」ができ、多くの場合、結核菌は抑え込まれて発症しません。

しかし、抑え込まれた結核菌は無くなったわけではなく、肺の中で冬眠状態に入っているだけです。そのため、加齢や病気などにより免疫力が下がれば、結核が「発病」します。成人の結核はこのような感染を受けてから 1 年以上、長い場合には何十年も経ってから、人体が弱った時に発病する病気です。

### 2. 結核発症時の行政対応

結核患者を診断した医師は、直ちに最寄りの保健所に結核発生届を届け出（根拠法「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 12 条第 1 項）、保健所はすぐにその結核患者を訪問し、フォローしていきます。また、患者と接触し、感染の恐れがある者については接触者健診を実施します。

#### 【接触者健診】

感染の拡大予防、感染者又は発病者の早期発見と発病予防、感染源の把握するために保健所は、接触者健診を実施します。

- ・感染の有無についての検査：ツベルクリン反応検査、  
インターフェロンγ遊離試験（以下「IGRA 検査」）等

- ・結核発病についての検査：胸部エックス線検査、喀痰検査等

○検査後の対応として、発病していた場合は投薬による治療を開始します。発病していない場合は、IGRA 検査の結果をによって対応し、検査の結果が陽性であれば治療や経過観察をし、陰性であればフォローはしないという対応をしていますが、陽性とも陰性とも判断できない「判定保留」の結果が出た場合は 2 種類ある「IGRA 検査」の結果で対応が異なります。

### 3. 検査における課題

「IGRA 検査」は判定保留となったときに、検査の種類によって対象者を感染者としてフォローするかどうかの判断が難しく、そのための調査を保健所で行うには十分な症例数が得られないという 2 つの課題があります。

## 【IGRA 検査について】

「IGRA 検査」には、QFTとT spot TBの2種類があり、検査の性能は同等です。

	保険適用	陽性とも陰性とも 判断できない場合	検査後の対応
QFT	H18	判定保留	感染者としてフォロー
T spot TB	H24	期間をおいて再検査	-

### 検査後の対応の違い

- ・QFTは、検査後の結核発症があることが研究で報告されているため、判定保留の場合は感染者としてフォローしていきます。
- ・T spot TBは、検査後の結核発症についての研究がなされておらず、陽性・陰性の判断ができない場合は、期間を置いて再検査します。

### 【T spot TBにおける課題と対応】

上記にあるように、T spot TBは、再検査後の結核発症については、今まで研究がされていないため、感染者としてフォローしていくか判断ができず、適切な感染予防につなげていくための判断が困難となっていることが課題となっています。この課題に対応するためには、患者の病状や接触状況、検査や治療についての情報を持つ保健所で、検査後の患者の結核発症について後追いの調査をすることが必要となっています。

### <調査における課題と対応>

検査後の患者の調査を実施し、正確な検査の効果をみるためには、各保健所単位での調査では症例数が少なく、調査の実施が難しいことが全国的な課題になっていましたが、今回、公益財団法人結核予防会結核研究所（以下、結核研究所）がこの課題に対応するため、全国の保健所に調査をすることにしました。

### <個人情報目的外提供する理由>

課題に対応する調査の協力依頼が結核研究所からあったため、高知県として調査の協力の検討を行いました。結果、結核研究所は結核についての研究を日々行っており、公益的に認定を受けていることから、全国各地の保健所の検査結果を集約し、課題を解決するための検査の効果を解明することができるため、県として調査に協力する必要があるとし、各福祉保健所にある患者の病状や接触状況、検査や治療についての情報を提供することとしました。